

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例の制定に伴い、保護施設及び授産施設の設備及び運営の基準を定める。

2 規則の概要

(1) 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね利用者の数を5.4で除して得た数以上とすること、各事業年度の決算書類は30年間保存すること等の救護施設の設備、運営等の基準を定める。

(2) 施行期日は、平成25年4月1日とする。